議案第３６号

１　議案名

徳島県教育委員会における特定個人情報保護評価の実施について

２　関係法令

（１）徳島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第２条第２５号

（２）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２７条

教育政策課

特定個人情報保護評価計画管理書

評価実施機関名
徳島県教育委員会

作成・最終更新日
平成28年10月21日

担当部署
徳島県教育委員会教育政策課

[平成26年4月　様式1]

特定個人情報保護評価計画管理書

評価書番号	法令上の根拠	事務の名称	システムの名称	情報連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価		備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値判断	前回実施日	次回実施予定日		
1	91	高等学校等就学支援金の支給に関する事務（公立学校）	・団体内統合宛名システム ・中間サーバー	○	平成28年10月21日		基礎				学校教育課
2	条例別表第一11	奨学のための給付金に関する事務	・団体内統合宛名システム ・中間サーバー	○	平成28年10月21日		基礎				学校教育課
3	26	特別支援教育就学奨励費に関する事務	・団体内統合宛名システム ・中間サーバー	○	平成28年10月21日		基礎				特別支援教育課

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	高等学校等就学支援金支給事務（公立学校）に係る特定個人情報保護評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
徳島県教育委会は，高等学校等就学支援金の支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いが，個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため，適切な措置を講じることで個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
徳島県教育委員会

公表日
平成28年10月21日

［平成28年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務（公立学校）
②事務の概要	高等学校等就学支援金の支給に関するに基づき，公立高等学校等在学者に対して，高等学校等就学支援金を支給する事務である。受給資格の制限があるため，保護者等の住民税情報（所得割額）等を情報提供ネットワークを通じて照会し，受給資格の判定を行う。
③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
高等学校等就学支援金関係ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一　91 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会） 番号法第19条第7号　別表第二項　113 番号別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条各号 （情報提供） 番号法第19条第7号　別表第二項　113 番号別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条第1項ハ，及び第2項ハ

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	徳島県教育委員会学校教育課
②所属長	学校教育課長　後藤　浩代

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島県教育委員会学校教育課 〒770-8570　徳島県徳島市万代町１－１ 電話　088-621-3144

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島県教育委員会学校教育課 〒770-8570　徳島県徳島市万代町１－１ 電話　088-621-3144

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	徳島県奨学のための給付金の支給に関する事務（国公立） 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
徳島県教育委員会は，徳島県奨学のための給付金の支給に関する事務（国公立）における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
徳島県教育委員会

公表日
平成28年10月21日

［平成28年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	徳島県奨学のための給付金の支給に関する事務(国公立)
②事務の概要	徳島県奨学のための給付金支給要綱に基づき，高等学校等就学支援金の対象である国公立の高等学校等に7月1日現在在籍する生徒の保護者等(徳島県在住)であって，生活保護(生業扶助)受給世帯又は市町村民税所得割額非課税世帯の保護者等に対し，授業料以外の教育に必要な経費を支援するため，奨学のための給付金を支給する。
③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
奨学のための給付金支給事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年県条例第59号)第2条第1項の2　別表第1の11
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	学校教育課
②所属長	学校教育課長　後藤　浩代
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島県教育委員会学校教育課 〒770-8570　徳島県徳島市万代町1丁目1番地　TEL 088-621-3132　FAX 088-621-2882
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島県教育委員会学校教育課 〒770-8570　徳島県徳島市万代町1丁目1番地　TEL 088-621-3132　FAX 088-621-2882

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	特別支援教育就学奨励費に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
徳島県教育委員会は、特別支援教育就学奨励費に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
徳島県教育委員会

公表日
平成28年10月21日

[平成28年1月　様式2]

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援教育就学奨励費に関する事務
②事務の概要	特別支援学校等への就学の特殊事情に鑑み、特別支援学校等へ就学する幼児児童生徒の保護者等に対し保護者の経済的負担能力に応じて就学に必要な経費の援助を行い、特別支援教育の振興を図る。 特別支援学校への就学奨励に関する法律及び徳島県特別支援教育就学奨励事業実施要綱に従い、保護者等の所得状況や住民票情報から収入額・需要額の算定を行うとともに、保護者の経済的負担能力(支弁区分)を決定する。
③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
特別支援教育就学奨励費関係情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第一　26の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第22条 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第2条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜情報照会＞ ・番号法第19条第7号　別表第二　37の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第23条 ・番号法第19条第8号 ＜情報提供＞ ・番号法第19条第7号　別表第二　26及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第19条第1号ソ及び同条第2～5号、第44条第1号ソ及び同条第2～5号

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	徳島県教育委員会特別支援教育課
②所属長	特別支援教育課長　榊　浩一

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島県教育委員会特別支援教育課 〒770－8570　徳島市万代町1丁目1番地1 TEL　088－621－3140　FAX 088－621－2882

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島県教育委員会特別支援教育課 〒770－8570　徳島市万代町1丁目1番地1 TEL　088－621－3140　FAX 088－621－2882

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

参考資料

徳島県教育委員会における個人情報保護に係る体制等について

1　関係法令

一般法

・個人情報の保護に関する法

・徳島県個人情報保護条例

＋

個人番号関連の特例　※法、条例で定める場合に限り個人番号の利用が可能

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例

2　徳島県教育委員会における個人番号の利用が可能な事務（＝特定個人情報取扱事務）

教職員の人事、給与、福利等を除く事務は次のとおり　◎は対象者が１，０００名以上

（１）高等学校等就学支援金支給事務（公立学校）◎

（２）徳島県奨学のための給付金の支給に関する事務（国公立）　◎

（３）学び直しへの支援金に関する事務

（４）県立学校（主は特別支援学校）の児童生徒に対する就学奨励費支給に係る事務 ◎

（５）要保護・準要保護の児童生徒に対する医療費援助に係る事務

3　特定個人情報等に関する組織的安全管理措置について

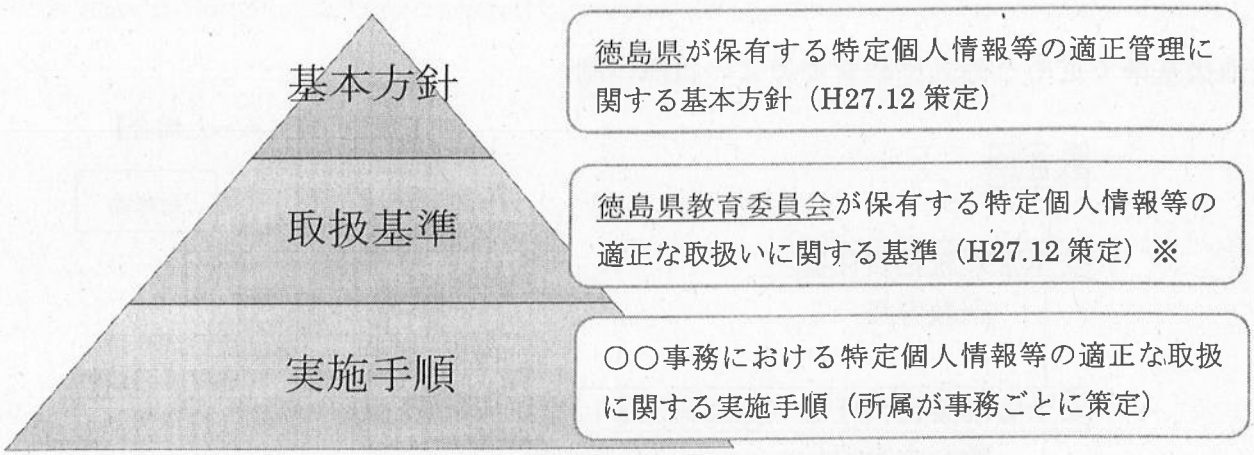

※取扱基準の組織体制等については別途

4　特定個人情報等に関する技術的・物理的安全管理措置について

・個人番号と紐付けできる個人情報についてはアクセス制限のうえ、認証機能付きの端末を配備予定。

・庁内ネットワークは、不正アクセス防止のため、平成２８年７月に外部インターネットと分離済み。

5　特定個人情報保護評価制度

特定個人情報取扱事務において、情報提供ネットワークシステム（総務省が設置・管理する地方自治体間の情報照会・提供基盤）に連携したり、特定個人情報ファイル（個人番号と紐付けされる個人情報電子ファイル）を扱う場合は、評価実施機関（知事、教育委員会等）は、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価書（保護評価書）を作成のうえ、個人情報保護委員会（個人情報保護法で定める合議機関）に提出し、県のホームページ等で公表しなくてはならない。

（１）関係規程　特定個人情報保護評価に関する規則
　　徳島県教育委員会特定個人情報保護評価実施要綱
（２）対象事務　教職員の人事、給与、福利等を除き、対象人数が１，０００名以上であるもの（１，０００名未満は実施が義務づけられない）
　　※徳島県教育委員会においては２の（１）（２）（４）が対象
（３）種類及び実施内容
・基礎項目評価：対象者 1,000 名以上かつﾌｧｲﾙ取扱者が 500 人未満
　※徳島県教育委員会においては、全ての対象事務で基礎項目評価を実施
・重点項目評価：対象者 1 万人以上 10 万人未満かつﾌｧｲﾙ取扱者が 500 人以上
　　→委員会に評価書を提出後公表
・全項目評価　：対象者 10 万人以上 30 万人未満かつﾌｧｲﾙ取扱者が 500 人以上
　　対象者 30 万人以上
　　→住民等の意見聴取を実施し、第三者点検を行った後公表

※取扱基準で定める徳島県教育委員会の組織体制

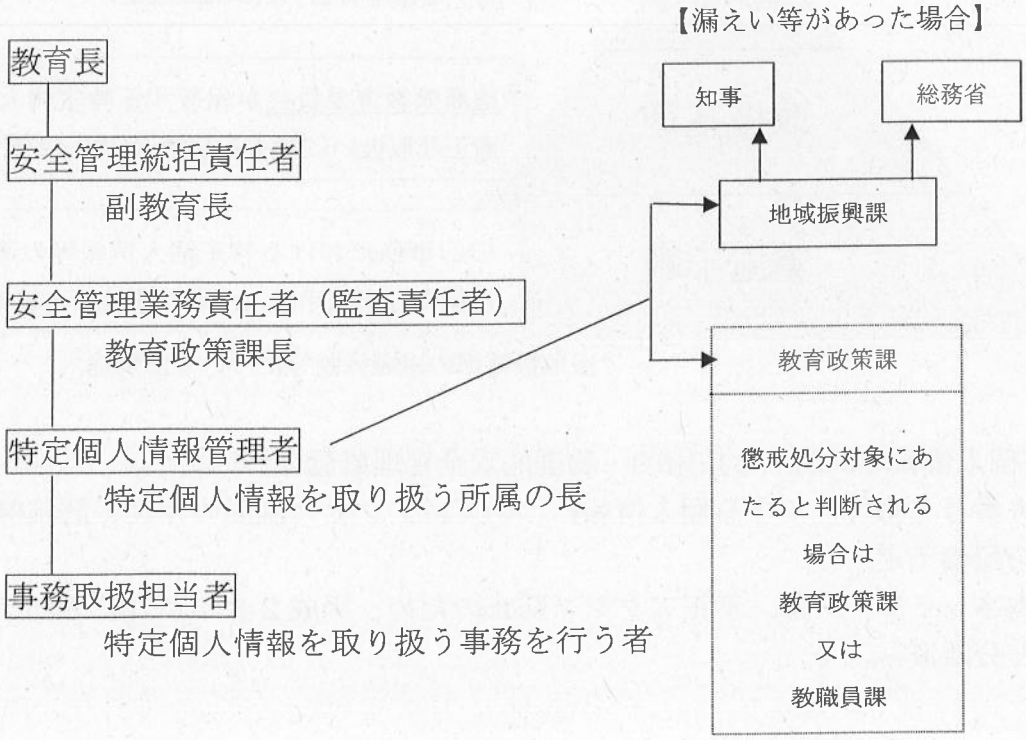

特定個人情報保護評価の概要

特定個人情報保護評価とは

特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。

評価の目的

- ○ 番号制度に対する懸念（国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等）を踏まえた制度上の保護措置の一つ
- ○ 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保を目的とする。

評価の実施主体

① 国の行政機関の長
② 地方公共団体の長その他の機関
③ 独立行政法人等
④ 地方独立行政法人
⑤ 地方公共団体情報システム機構（平成26年4月1日設置）
⑥ 情報提供ネットワークを使用した情報連携を行う事業者（健康保険組合等）

上記のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、特定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられる。

評価の対象

- ○ 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務。
- ○ ただし、職員の人事、給与等に記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う関する事項又はこれらに準ずる事項を事務、手作業処理用ファイル（紙ファイルなど）のみを取り扱う事務、 対象人数の総数が1,000人未満の事務等については特定個人情報保護評価 の実施が義務付けられない。

特定個人情報保護評価の流れ

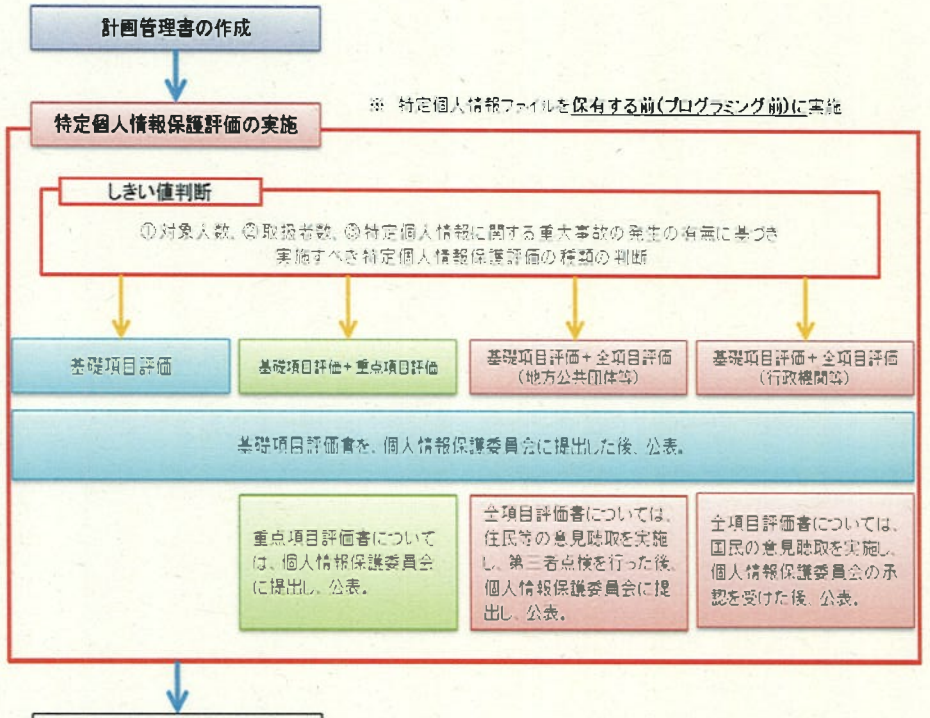

実施後の手続き

- ○ 特定個人情報ファイルの取扱いに重要な変更を加えようとするときは、特定個人情報保護評価を再実施。
- ○ 特定個人情報に関する重大事故の発生等によりしきい値判断の結果が変わり新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断されたときは、特定個人情報保護評価を再実施。
- ○ その他の変更が生じたときは、評価書を修正。
- ○ 少なくとも1年に1回は評価書の見直しを行うよう努める。
- ○ 一定期間（5年）経過前に特定個人情報保護評価を再実施するよう努める。